

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

仙台市消防局長 千葉 弘 樹

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市消防局訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

現 行		改正後					
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）					
本市の職員としての職務 経験の年数	給料の月額	職種	A	B	C	D	E
1年未満	行政職給料表1級5号俸に相当する給料の月額	事務補助 (窓口)	行政職給料表1級1号俸	—	行政職給料表1級5号俸	—	—
1年以上2年未満	行政職給料表1級9号俸に相当する給料の月額	事務補助 (一般)	行政職給料表1級5号俸	行政職給料表1級9号俸	行政職給料表1級17号俸	行政職給料表1級18号俸	行政職給料表1級19号俸
2年以上3年未満	行政職給料表1級10号俸に相当する給料の月額						
3年以上4年未満	行政職給料表1級11号俸に相当する給料の月額						
4年以上5年未満	行政職給料表1級12号俸に相当する給料の月額						
5年以上6年未満	行政職給料表1級13号俸に相当する給料の月額						
6年以上7年未満	行政職給料表1級14号俸に相当する給料の月額						
7年以上8年未満	行政職給料表1級15号俸に相当する給料の月額						
8年以上9年未満	行政職給料表1級16号俸に相当する給料の月額						
9年以上14年未満	行政職給料表1級17号俸に相当する給料の月額						
14年以上19年未満	行政職給料表1級18号俸に相当する給料の月額						
19年以上	行政職給料表1級19号俸に相当する給料の月額						
備考		備考					
<p><u>1</u> この表において「本市の職員としての職務経験の年数」とは、本市の職員として在職した期間その他これに準ずる期間として消防局長が認める期間（消防局長が別に定める期間を除く。）の年数（その年数に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てた年数）をいう。</p> <p><u>2</u> この表において「行政職給料表」とは、給与条例別表第1行政職給料表をいう。</p> <p><u>3</u> <u>備考2</u>の規定にかかわらず、消防局長が別に定める者については、行政職給料表に規定する給料月額の改定をする条例が施行され、遡及して適用される場合であっても、年度の初日現在における行政職給料表を適用する。</p> <p><u>4</u> <u>備考2</u>及び<u>備考3</u>の規定にかかわらず、消防局長が別に定める者については、行政職給料表に規定する給料月額の改定をする条例が施行され、遡及して適用されるときは、その施行の日の属する年度の12月1日から、遡及して適用された行政職給料表を適用する。</p>		<p><u>[削る]</u></p> <p><u>1</u> この表において「行政職給料表」とは、給与条例別表第1行政職給料表をいう。</p> <p><u>2</u> <u>備考1</u>の規定にかかわらず、消防局長が別に定める者については、行政職給料表に規定する給料月額の改定をする条例が施行され、遡及して適用される場合であっても、年度の初日現在における行政職給料表を適用する。</p> <p><u>3</u> <u>備考1</u>及び<u>備考2</u>の規定にかかわらず、消防局長が別に定める者については、行政職給料表に規定する給料月額の改定をする条例が施行され、遡及して適用されるときは、その施行の日の属する年度の12月1日から、遡及して適用された行政職給料表を適用する。</p> <p><u>4</u> <u>本市の職員としての職務経験の年数（本市の職員として在職した期間その他これに準ずる期間として消防局長が認める期間（消防局長が別に定める期間を除く。）の年数</u></p>					
<u>[追加]</u>							

	<p>(その年数に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てた年数)をいう。備考5から備考7までにおいて同じ。)が1年未満のフルタイム会計年度任用職員の給料の月額、その職種の区分に応じ、それぞれAの欄に定める号俸に相当する給料の月額とする。</p>
<p>[追加]</p>	<p>5 本市の職員としての職務経験の年数が1年以上の職種が事務補助(窓口)であるフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、本市の職員としての職務経験の年数1年につきその職種のAの欄に定める号俸に1号俸を加えて得た号俸に相当する給料の月額とする。ただし、その職種のCの欄に定める号俸に相当する給料の月額を上限とする。</p>
<p>[追加]</p>	<p>6 本市の職員としての職務経験の年数が1年以上2年未満の職種が事務補助(一般)であるフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、その職種のBの欄に定める号俸に相当する給料の月額とする。</p>
<p>[追加]</p>	<p>7 本市の職員としての職務経験の年数が2年以上の職種が事務補助(一般)であるフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、本市の職員としての職務経験の年数1年につきその職種のBの欄に定める号俸に1号俸を加えて得た号俸に相当する給料の月額とする。ただし、その職種のCの欄に定める号俸に相当する給料の月額を上限とする。</p>
<p>[追加]</p>	<p>8 備考7ただし書の規定にかかわらず、職種が事務補助(一般)であって、Cの欄に定める号俸に到達した後、引き続きその職種の会計年度任用職員として5年在職したフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、その職種のDの欄に定める号俸に相当する給料の月額とする。</p>
<p>[追加]</p>	<p>9 備考7ただし書の規定にかかわらず、職種が事務補助(一般)であって、Dの欄に定める号俸に到達した後、引き続きその職種の会計年度任用職員として5年在職したフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、その職種のEの欄に定める号俸に相当する給料の月額とする。</p>
<p>[追加]</p>	<p>10 事務補助(窓口)及び事務補助(一般)の分類及び職種の決定については、人事担当課長が定めるところによる。</p>
<p>[追加]</p>	<p>11 職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等を勘案して備考4から備考9までの規定により難いと消防局長が認めるフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、別に定める。</p>

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年三月一日から施行する。

(仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

2 仙台市消防局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(令和七年仙台市消防局訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(地域手当の特例)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する当該各号に掲げる期間における改正後の規程第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の八」とあるのは「百分の六」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十八」とする。</p> <p>一 別表第一備考3の消防局長が別に定める者 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで</p> <p>二 別表第一備考4の消防局長が別に定める者 令和七年四月一日から同年十一月三十日まで</p>	<p>(地域手当の特例)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する当該各号に掲げる期間における改正後の規程第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の八」とあるのは「百分の六」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十八」とする。</p> <p>一 別表第一備考2の消防局長が別に定める者 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで</p> <p>二 別表第一備考3の消防局長が別に定める者 令和七年四月一日から同年十一月三十日まで</p>

(消防局総務部総務課)